

○ 母体保護法（昭和 23 年法律第 156 号）

（医師の認定による人工妊娠中絶）

第十四条 都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる医師会の指定する医師（以下「指定医師」という。）は、次の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

- 一 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの
 - 二 暴行若しくは脅迫によつて又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫^{かんいん}されて妊娠したもの
- 2 前項の同意は、配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者がなくなつたときには本人の同意だけで足りる。

○ 母体保護法第 14 条第 1 項第 2 号に係る解釈

母体保護法第 14 条第 1 項第 2 号の解釈については以下の通り。

- ① 強制性交の加害者の同意を求める趣旨ではない。
（令和 2 年 8 月 28 日 子母発 0828 第 2 号）
- ② 妊婦が夫の DV 被害を受けているなど、婚姻関係が実質破綻しており、人工妊娠中絶について配偶者の同意を得ることが困難な場合は、同項の規定する本人の同意だけで足りる場合に該当する。
（令和 3 年 3 月 10 日 子母発 0310 第 1 号）